

## 米国の夫婦合算申告

### 1 夫婦合算申告とは何か

多くの国では、所得税の課税単位を個人としているが、米国、ドイツ等では、夫婦を課税単位とする夫婦合算申告が適用されている。我が国では、政府税制調査会等において、それぞれの課税単位の長所と短所を調査して今後のあるべき所得税制における課税単位について検討が加えられているようであるが、現在のところ、我が国において夫婦合算申告が導入される動きはない。

夫婦合算申告とは、簡単にいえば、夫婦の所得を合算して一つの納税申告書で申告を行うことである。例えば、国勢調査によれば、共稼ぎの世帯数と夫婦のいずれかが就業している世帯数を比較すると、平成12年で、共稼ぎ世帯数が1,314万世帯、夫婦のいずれかが就業している世帯数は1,065万世帯と前者が後者を大きく上回っている。夫婦合算申告は、このような共稼ぎ世帯の税負担を軽減する措置なのであろうか、ということである。

### 2 米国の特殊事情

米国の正確な国名は、「アメリカ合衆国」であり、同国は、50の州とコロンビア特別区等から構成されている。そして、米国の法律のうち、私法関連の法は、州法として制定されているのである。米国の国税に関する法律は、内国歳入法典であるが、州等における地方税は、日本の場合と異なり州ごとに相当の相違がある。例え

ば、所得税のない州、間接税の一種である小売売上税のない州がある。また、税に関連する法律の分野でも、会社法、パートナーシップ法、LLC法等は、いずれも各州において個別に定められている。このような状態に至った原因として考えられることは、米国が独立時に連邦政府に多くの権限を集中させることを嫌い、地方分権化を図ったことに由来しているものと思われる。

これらと同様に、米国における私有財産制は、州により、夫婦財産共有制の州と夫婦別産制の州に分かれている。米国は、法律の系譜からいえば、英国の影響を強く受けていることからコモンローの国といえることから、英国が採用している夫婦別産制に全米で統一されていてもおかしくないのであるが、大陸法の影響の強い国（例えば、スペイン、フランス、ドイツ等）で適用されていた夫婦財産共有制が米国の州の一部で適用されているのである。米国において夫婦財産共有制を認めている州は、アリゾナ、カリフォルニア、アイダホ、ルイジアナ、ネバダ、ニューメキシコ、テキサス、ワシントンの各州であり、米国属領では、プエルトリコも夫婦財産共有制である。それ以外の州は夫婦別産制である。なお、日本の場合は、民法第762条第1項において「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする。」と規定された夫婦別産制である。

米国の特殊事情というのは、米国が独立時か

# Topics of International Taxation

ら現在の50州で構成されていたのではなく、独立当時は13州のみで、その後、領土を拡大して現在に至ったのであるが、独立後に米国に割譲された地域に施行されていた法律がスペイン法等を継受したものがあり、既に米国の領土となっていた夫婦別産制の州と、外国法の影響を受けたまま米国の領土となった地域で夫婦財産共有制の州が併存することになったのである（鈴木喜久江「アメリカ法における夫婦共有財産制(1)」『明治学院論叢』151, 54頁, 1969年12月）。

### 3 夫婦合算申告の導入

米国の個人所得税は、南北戦争期に一時導入された後、違憲問題が生じて憲法修正を待って1913年に再度導入されて現在に至っているのであるが、その後の1918年歳入法の第223条では、個人所得税の基礎控除が1,000ドルで、夫婦で同居している場合は、この金額が2,000ドルとなる、と規定している。

そして、米国最初の内国歳入法典である1939年法において、合算申告 (joint return) という用語が初めて使用されているが、税額表は現在と異なり単一である。したがって、夫婦双方に所得がある場合、夫婦合算申告により税負担が増加する事態 (Marriage Penalty) が生じることになるが、1939年法第25条(b)(1)に規定する人的控除において、独身又は夫婦個別申告では人的控除額は、1,000ドルであるが、夫婦合算申告の場合は2,500ドル控除できることから、ここで調整されたものと思われる。

この1940年代前後から夫婦合算申告に係る規定が整備される1948年歳入法までの間が夫婦合算申告の導入を巡って各種の議論があった時代である。すなわち、州が夫婦財産共有制であれば、例えば、夫の取得した所得であっても、夫

婦でそれぞれその所得を2分の1ずつ申告することができることから、州によっては夫婦財産共有制に法律を改正する事態となったのである（鈴木喜久江「アメリカ法における夫婦共有財産制(2)」『明治学院論叢』157, 124-128頁, 1970年3月）。

このような事態は、州ごとに異なる私有財産制により夫婦の税負担に差が生じてしまうことになることから（当時は、第二次世界大戦に伴う戦時財政により個人所得税の累進税率の負担が大ききなものであった。）、1948年歳入法において、夫婦合算申告が導入されたのである。

米国の夫婦合算申告は、夫婦間の所得を2分2乗する方式であり、このような事態に至った原因は、米国の州による私有財産制の相違にあるのであるが、この州ごとに異なる私有財産制の相違は、夫婦合算申告のみならず、離婚に伴う財産分与に課税をしないこととか、夫婦間の贈与について金額制限が設けられていない等、米国の税制全般に大きな影響を及ぼしているものといえよう。

したがって、冒頭で述べた夫婦共稼ぎの増加と夫婦合算申告の導入とは関連がないことになる。米国の場合は、夫婦の財産制度が原因ということになる。

中央大学商学部教授

矢内 一好